

# 第 10 回 会 議 議 事 録

期 日 平成17年7月28日(木)  
ところ ロイヤル胎内パークホテル

中条町・黒川村合併協議会

○事務局（羽田野）

ご苦労様で、ございます。

では、お手元に配布しております資料をご覧ください。会議資料につきましては昨日事前に配付させていただいております。お手元の方に胎内市役所ガイドブックでございますけれども、これは黒川村の方はあす29日配付予定でございます。中祭町におきましては、8月1日配付を予定しております。後ほどごらんになっていただきたいと思っております。

それと、きょうの協議会終了後に予定しております懇親会の会場の案内図をおつけしておりますので、それも後ほどごらんになっていただきたいと思っております。

きょうは、坂上隆夫委員さんのご欠席届が出ておりまして、これで委員の皆様おそろいになりましたので、少し時間は早いですけれども、これから第10回中祭町・黒川村合併協議会を始めさせていただきます。

それでは、開会に当たりまして会長よりごあいさつ申し上げます。

○会長（丸岡）

暑い中ご苦労さまでございます。本日第10回協議会を開催いたしましたところ、委員各位には何かとお忙しい中をご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

当協議会も昨年10月13日に第1回会議を開催いたしまして、今回で10回となりました。任意協議会を含めると、一昨年の12月25日以来、およそ1年8カ月という長きにわたる合併協議会も本日で終了という見込みでございます。この間任意協議会9回、法定協議会10回、実に19回もお集まりをいただいたところでございます。いろいろとご協議をいただきましてきたところでございますが、協定項目についてはすべて決定をいただき、本年3月には調印式、廃置分合申請書の提出などを行い、今月の21日には新潟県知事から廃置分合の決定書も交付され、総務大臣に届け出がなされております。これまで委員各位には貴重なご意見をいただき、また時には大変ご迷惑や心配をおかけしたところでございますが、常に熱心な協議を重ねていただいた結果がきょうの日を迎えられたということと思っております。改めて心より感謝を申し上げたいと思っております。

さて、合併期日の9月1日まで、残すところ35日となりました。合併までに準備しなければならない業務はまだ山積しておりますが、これまで以上に気持ちを引き締めまして、自然が活きる、人が輝く、交流のまち胎内の実現を目指して、今後も引き続き全力で取り組んでまいりたいというふうに思っているところであります。委員各位の今日までのご尽力に対しまして、心より感謝を申し上げますとともに、今後も引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。ごあいさつにかえさせていただきます。大変どうもご苦労さまでございます。

○事務局（羽田野）

それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。

進行につきましては、規約第10条第2項の規定により、丸岡会長が議長として議事を進めさせていた

だきます。

また、本日の委員の出席状況をご報告申し上げます。

委員33名中出席委員は32名で、欠席委員は1名でございます。

○議長（丸岡）

それでは、皆様のお手元に配付されております会議次第に従いまして、これから議事を進めさせていただきます。委員の皆さんのご協力をよろしくお願いいたします。

なお、会議の開催につきましては、規約第10条第1項の規定によりまして、委員の半数以上の出席が必要とされておりますが、定足数を超過しておりますので、本日の会議は成立をしております。

また、会議運営規程第2条第1項の規定により、本日の会議は公開としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸岡）

ご異議ないので、本日の会議は公開といたします。

それでは、早速次第の3番、胎内市「市章」デザイン最優秀賞の贈呈を行います。

事務局より進行をお願いします。

○事務局（羽田野）

会議に入ります前に、前回の合併協議会におきまして胎内市市章候補4点の中から見事最優秀賞に選ばれました新潟市の片桐慎一郎さんの贈呈式を行いたいと思います。

片桐さんは、新潟県の職員でございますが、昨年4月から職員相互派遣で中条町役場総務課に勤務してございます。

それでは、これより贈呈式を行います。恐れ入りますが、会長は横のこちらのステージの方において願いたいと思います。片桐さんもこちらの方において願います。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

○会長（丸岡）

では、最優秀賞。中条町・黒川村合併協議会

○事務局（羽田野）

おめでとうございました。

では、ここで受賞されました片桐慎一郎さんより一言お願いしたいと思います。

○片桐慎一郎氏

片桐でございます。このような賞をいただきまして、大変光栄に思っております。私のデザインが意味していますような豊かな自然とそこに住む人々が安心して暮らしていけるような地域になっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

○事務局（羽田野）

どうもありがとうございました。片桐さんは、引き続き胎内市誕生後の来年3月末までこちらに勤務

なされます。片桐さんは、これで退場させていただきます。どうもありがとうございました。

以上で贈呈式を終了させていただきます。

○議長（丸岡）

それでは、続きまして次第の4番、報告事項に入ります。

報告第12号 新市における事務組織及び機構の整備方針の変更についてを議題といたします。

事務局より報告を願います。

○野沢（中条町総務課長）

それでは、私の方から新市における事務組織及び機構の整備方針の変更について説明させていただきます。

報告第12号ということで、1ページをお願いしたいと思います。17年の6月の21日、報告第11号で報告したこのことについて、下記のとおり変更したので、報告したいと思います。

下記ということで四角に囲んでありますけれども、新市における事務組織及び機構の整備方針を次のとおり変更する。

整備方針の第5章の第4節第3項に具体的な構築方法として、「市長部局（12課45係、）」を、これを12課47係に、それから「行政委員会事務局（教育委員会2課5係、）」を教育委員会2課6係に改めると。

それで、第6章を別紙のとおり改めると。

要は市長部局について二つの係がふえたことと教育委員会が一つの係がふえた、それが第6章として別紙、皆さんのところにA4、報告第12号の別紙があると思います。市長部局の方でふえた一つの係は、総務課、一番最後のところに車両管理係があります。これは、以前庶務係のところに入っておりましたけれども、多くの庁用車の安全運転管理あるいは車両の管理、それから事故処理等、こういう業務について、やはり別個に車両管理係を設けてそういう業務を行う方がよいのではないかとということで、新たに係を一つ増設いたしました。

それから、もう一つは福祉課、福祉事務所の中に以前は援護係の一つであったのですが、その中には本来の生活保護、そのほかに例えば社会福祉協議会、民生委員協議会、それから日本赤十字社に関すること、いろんな業務があったのですが、ご承知のとおり県といいますか、福祉事務所の方から指導員ということで7カ月間課長クラスと係長クラスの人が参ります。したがって、そんなことを考えると、この2人については決裁というか、役場の決裁をもらうときに、生活保護の部分については指導してもらって、なおかつそれに対して決裁をするわけですが、それ以外の業務、先ほど言いました民生児童委員協議会あるいは社会福祉、いろんな業務についての決裁は基本的にはやらないと、こういうことありますので、その援護係については生活保護に関連するもの、それ以外については別個に福祉庶務係と、こんなことで援護係を二つに分けましたので、これで1係がふえました。

いま一つは、学校教育課、今まで庶務係と学校教育係ありましたが、新たに学校給食センター係を設けました。ここの施設については以前からあったわけですが、この決裁の流れはセ

ンター系の係長が直接課長のところに決裁をもらいに行きます。ということは、庶務係と学校教育課と同じレベルにありますので、この表の中に新たに学校給食センター係を置いたと、こういう意味で三つの係の変更をさせていただくものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（丸岡）

それでは、ただいま事務局より説明がありましたが、これについて何かご質問等ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸岡）

特にないので、報告第12号につきましては、これで終わりいたします。

続きまして、報告第13号 指定金融機関の内定についてを議題といたします。

事務局より報告をお願いします。

○増子（黒川村企画財政課長）

それでは、指定金融機関の内定について報告いたします。

議案書の3ページでございます。現在中条町が北越銀行、黒川村は第四銀行が指定金融機関でございます。中条町は、第四と北越が2年ずつの交代制で行ってきておりますが、新市においては1行指定することになっております。選定に当たりましては、今までどおりの条件ということで両行の意向調査の上、現行契約内容に対する回答を求め、検討した結果、両行とも財政指標等は良好な数値でございますが、第四銀行は指定金融機関事務経費や窓口収納手数料等、新たに新市に対して経費負担を求め、指定には消極的であるのに対して、北越銀行は経費負担等について新市の要望に前向きで、指定に積極的でありましたことから、新市にとって有利な北越銀行を内定したものでございます。

なお、本庁への派出は行われる予定でございますが、支所への派出は行われたい予定でございます。

事務手続としては、議会の議決事項でございますが、今回は合併によるため、9月1日付で新市職務執行者が専決処分することになります。議会には事前に説明を行うことにしております。

以上でございます。

○議長（丸岡）

ただいま事務局より説明がありましたが、これについて何かご質問等ございましたらよろしく申し上げます。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸岡）

特にないようなので、報告第13号につきましては、これで終わりにいたします。

続きまして、報告第14号 合併協定書における要調整項目の具体的調整内容についてを議題といたします。

事務局より報告をお願いします。

○事務局（佐久間）

それでは、報告第14号 合併協定書における要調整項目の具体的調整内容についてご説明申し上げます。

お手元のA3横長の資料、報告第14号別紙をごらんください。合併協議会で確認された事項を取りまとめた合併協定書の中に合併時までに調整する、あるいは両町村の例をもとに調整し、統一するとしたものがございました。この報告資料は、その合併時までに調整が必要な項目について、具体的な調整結果をまとめたものでございます。本件につきましては、既に合併協議会において確認をいただいた調整方針に基づくものでございますので、項目ごとの担当者の説明は省略させていただき、この報告資料の見方についてのみご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

表紙をめくっていただきますと、項目の一覧を掲載してございます。これは、合併協定書の中から合併時までに具体的な調整が必要な項目を抜き出したものであります。表の左端から合併協定書に記載のページ、項目、そして調整方針を載せております。なお、左側、ページ中ほどの欄、13、事務組織及び機構の取り扱い、一番下の19、慣行の取り扱い、市章について、右ページ中ほどの25の8、財務に関すること、指定金融機関については別途ご報告させていただいた事項でありますので、その調査結果はこの報告資料から除かせていただいております。また、19、観光の取り扱いの市章についてであります、前回の協議会で決定いただいた後、事務局の方でカラーの場合とモノクロの場合の色合いについて確定をさせていただきました。別に胎内市市章の資料をお配りさせていただいておりますので、そちらもごらんいただきたいと思います。

報告資料の方ですが、続いて1ページから一覧にあります項目ごとに具体的な調整結果を掲載しております。上段に項目名と調整方針を、その下の表では中祭町、黒川村の現況、右端に具体的な調整結果として胎内市での取り扱いについて記載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で報告第14号の説明を終わらせていただきます。

○議長（丸岡）

それでは、ただいま事務局より説明がありましたが、これについて何かご質問等ございましたらよろしく申し上げます。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸岡）

それでは、特にないので、報告第14号につきましては、これで終わりにしたいと思います。

続きまして、報告第15号 市長職務執行者の選任についてを議題とします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（羽田野）

それでは、お手元の議案書7ページをお開き願います。報告第15号 市長職務執行者の選任につきまして報告いたします。

9 ページの別紙をごらん願います。既にご承知かとは思いますが、合併後50日以内に行われます市長選挙によりまして市長が選出するまでの間は、地方自治法の規定によりまして、2 町村長の中からあらかじめ市長職務執行者を町村長の協議によりまして選任することとなっております。去る6月24日、中条町役場におきまして協議を行い、布川陽一黒川村長が市長職務執行者に決定されましたので、ここにご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（丸岡）

それでは、ただいま事務局より説明がありましたが、これについて何かご質問等ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸岡）

それでは、特にないので、報告第15号につきましても、これで終わりいたします。

それでは、ここで市長職務執行者をお願いする布川黒川村長さんに一言ごあいさつをいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○副会長（布川）

ただいまお話あったわけでございますが、職務は法に基づく役割でございますので、私には任が重いのでございますけれども、皆様方の、また住民の皆様方のご協力を得ながらその任をしっかりと果たしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

あいさつ終わらせていただきます。

○議長（丸岡）

どうもありがとうございました。

それでは続きまして、次第の5番、議事に入ります。

議案第15号 行政制度調整「調整方針等の変更」について（その3）を議題といたします。

事務局より説明を願います。

○小野（黒川村住民課長）

それでは、議案第15号 行政制度調整「調整方針等の変更」について（その3）についてご説明を申し上げます。

議案第15号別紙をごらんいただきたいと思っております。3 ページでございます。介護保険料の関係の督促手数料でございますが、調整方針の変更前につきましては、中条町の例により統一する。ただし、合併年度は現行のとおりとしていたものでございますが、督促状を出す際、督促手数料の額について中条地区を100円、黒川地区を150円と分けるためにはシステムの改修費用が生ずること、また2種類の督促手数料が存在することにより事務上混乱を来す可能性があること、また黒川地区分について150円を100円とした場合の財政影響額はわずかであること、以上の点から調整方針を合併時に中条町の例に統一するというものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（丸岡）

ただいま事務局より説明がありました議案第15号につきましては、この場でご確認をお願いしたい案件でございます。この案件について、何かご質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸岡）

ご質問等がないので、原案のとおりとさせていただきますよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸岡）

ご異議ないので、議案第15号 行政制度調整「調整方針等の変更」について（その3）は、原案のとおりといたします。

続きまして、議案第16号 中条町・黒川村合併協議会の廃止についてを議題といたします。

事務局より説明を願います。

○事務局（羽田野）

それでは、議案書の13ページをお開き願います。議案第16号 中条町・黒川村合併協議会の廃止について説明をさせていただきます。

めくっていただきまして、15ページの別紙をごらん願います。昨年9月、2町村の議会議決によって法定合併協議会が設置されました。2町村の合併に関する協議及び新市建設計画の作成並びにその事務の一切が完了し、その任務を終了しますことから、合併の前日をもって解散をさせていただくというものでございます。また、協議会の終わりにつきましても、やはり2町村の議会議決が必要でありますことから、地方自治法の規定によりまして、廃止の議決をいただく予定でございます。

次ページの16ページと17ページに両町村議会への上程様式例と県知事あて提出様式例を掲載してございますので、後ほどごらんになっていただきたいと思います。

なお、廃止に伴います決算の取り扱いでございますが、規約の第20条の中で、解散した場合、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算するというふうになっておりますので、決算はそういうことで進めさせていただきたいと考えております。

清算報告は、残務処理後速やかに報告書を作成し、委員の皆様へ送付したいと考えております。

また、決算後の剰余金については新市に継承するものとしております。この点もあわせてご了解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（丸岡）

ただいま事務局より説明がありましたが、これについて何かご質問等ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸岡）



特にないので、それではただいま提案がありましたとおり、合併の前日、8月31日をもって中条町・黒川村合併協議会を解散することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸岡）

ご異議ないようですので、議案第16号 中条町・黒川村合併協議会の廃止については、原案のとおりといたします。

それでは、この協議会解散の確認を受けまして、両町村の議会で廃止の議決をいただいてから正式な解散が決定するということとなります。

以上をもちまして本日の議事はすべて終了いたしました。

続きまして、最後になりますが、その他ということで、事務局あるいは委員の皆さんから何かございましたらよろしく願います。何かございませんでしょうか。

どうぞ。

○事務局（羽田野）

事務局の方から議案の最後の方にお付けしてございます資料の説明をさせていただきたいと思っております。

資料をごらんになっていただきたいと思っておりますが、ここに2町村の合併推進に関する経過を年度別に簡単にまとめてございますので、ごらん願いたいと思っております。これまで、会長のあいさつにもありましたけれども、任意合併協議会9回、法定協議会10回、合わせまして19回の協議会を開催してまいりました。ほかに委員勉強会、新市建設計画検討会など合わせて二十数回ほかに開催をして、委員の皆様方にご出席を願いました。最後のページのところでございますが、先ほど会長の方からも紹介ありましたが、今月21日付で県知事の合併決定が行われました。その写しを掲載してございます。また、即日総務省に送付されましたので、来月中旬ころまでには合併告示がなされるものと思っております。

皆藤委員（中条町）

9月1日でいよいよ胎内市がスタートしますが、市長職務執行者が当日付で行う専決処分のリストとか何かは法定協議会に出ないものですか。どんな内容が専決処分されるのか。後で議会手続は当然あるのだけれども、そういったものは準備がされないものなのではないでしょうか。

○議長（丸岡）

どうぞ。

○事務局（羽田野）

今ほどの質問でございますけれども、今作業を一生懸命やっておりますが、一部まだそろわないという状況がございまして、200ちょっとの本数がございます。それにつきましては、新市に必要な条例でございまして、もう9月1日に職務執行者による専決が必要ということで、本来であればそろったところで委員の皆様方にご報告申し上げるところでございますが、若干そろわなくて、今回報告できなかったということでございます。議会が間もなく開催されるわけですけれども、それまでに調整できれば、両

町村の方には報告をしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（丸岡）

ほかにございませんか。

どうぞ。

○桐生委員（黒川村）

ただいま事務局長さんから説明ありました協議会開催された、一番最後に9月1日、胎内市施行というふうなことでございまして、これは特に行事とかそういうのなくて、このまま発足するというところでございますか。

○議長（丸岡）

どうぞ。

○事務局（羽田野）

新市発足の9月1日での行事予定ということでございましょうか。開所式、これについては、本所、支所とも新しくなるわけでございますので、簡単な開所式のセレモニーを考えていきたいと思っております。

以上でございますが。

○議長（丸岡）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸岡）

ほかになければ、ここで任意協議会から毎回ご出席を賜り、当協議会の委員を務めていただくとともに、2町村の合併にご尽力をいただいております新潟県新発田地域振興局の山賀局長さんから一言お言葉をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○山賀（新発田地域振興局局長）

ただいまご紹介いただきました県の新発田地域振興局長の山賀でございます。ご指名でありますので、若干あいさつといたしますが、言葉を、話をさせていただきたいと思っております。

一昨年の12月の任意協議会発足以来、本日をもって事実上新胎内市が9月1日に発足することになりましたことに対しまして、まずもって心からお祝いを申し上げたいと思っております。そして、会長さん初め各委員の皆様がこの協議会を通じまして、いろんな熱心な取り組みに対しまして、心から敬意をあらわしたいと思っております。私自身もこの任意の協議会あるいは法定の協議会を通じまして、すべて出席をさせていただきました。そういった意味で大きな感慨もひとしおでございますけれども、もう一つ、市町村行政の非常に幅広さというものに触れまして、大きな勉強させていただいたというふうな副産物もありました。大変ありがとうございました。

中条、黒川のこの合併の一連の協議会の進め方の中で、私も他地域を見てまいりますけれども、非常

に中間的には一時緊張した場面もございましたけれども、トータル的にはスムーズに、順調にいったのではないかというふうに思っております。やはり一番大きな原因は、両町村の住民の方々が合併に対して大半の方が賛成であり、推進的であったということがやはり一番大きな原因だろうというふうに私は思っております。大変恐縮でありますけれども、私は専門を河川としておりますけれども、昔から河川の流域を単位にいろんな文明が発達すると言われております。ナイル川あるいはインダス川等はもちろんですけども、日本の各市町村の名前を見ますと、それぞれのふるさとの地域の山の名前よりも、圧倒的に川の名前が多いということもこんなことを物語るのかなというふうに思っております。当然のことではありますが、皆さんご承知のように、いわゆる今のように道路が発達していない時代は大きな尾根を越えることではなくて、やはり流域の中でそれぞれが生活をし、交流をしてきたということがそういうことになっているのだらうと思っています。そういう意味ではこの中条町、黒川村も胎内川という流域の中で古くから交流し、そして助け合い、そして川の恵みを、水の恵みを受け合って、そして一緒になって洪水と闘ってきたという長い長い歴史の中で、ある意味ではこの2町村が合併するのは私は必然的なことかなというふうな感じを持っております。そういったことを受けて、今の両町村の住民の方々の合併に対する理解といたしますか、賛成が非常に大きかったこと、そうしたこういったことを受けて、また委員の皆様が全員一丸となって合併をすべきという基本認識のもとに熱心にこの協議を進めてきたことが今日の成果になったのではなからうかと思っています。改めまして皆さんに敬意をあらわしたいと思っております。

さて、合併は、やはり合併することが目的ではなくて、当然のことではありますが、これからがスタートであります。地方分権の時代の中でこれからの地域づくり、これについてはやはり自己責任、自己決定のもとでそれぞれの地域の個性を生かしたまちづくりが必要というふうに言われております。スタートした後、やはりそれぞれの黒川村あるいは中条町の今までのよさ、特徴、風土、こういったものを生かしながら、すばらしい新胎内市ができることを大きく期待しております。

さて、話は変わりますけれども、泉田知事が常日ごろから言っておりますことは、行政そのものはやはり一番現場に、あるいは住民に近い市町村が担うべきであると。そして、市町村が、あるいは住民が主役だというふうに言っております。そういった意味で、県から市町村への幾つかの権限移譲も含めまして、大いに検討しているところであります。このことは、前平山知事も違う言葉で県民起点というふうな言葉であらわしております。私ども新発田地域振興局も局が発足以来、局のキャッチフレーズといたしまして「お手伝いします！地域の活性化！」というふうな言葉をキャッチフレーズに、うちの事務所のアちこちに張っておりますけれども、そういったものを頭に置きながら、これからの研究を進めていきたい。いわゆる県と市町村が対等の立場でパートナーシップを築きながら、そして新しい胎内市の発展のために私どもも一緒に頑張ってお手伝いをさせていただきたいと思っておりますので、これからもよろしくまたどんどん使っていただきたいというふうな形を思っています。

最後に、9月1日発足した新胎内市が自然が活きる、人が輝く、交流のまち胎内ということでますま

す大きく、そして発展を遂げることを心から祈念いたしまして、簡単でございますが、一言ごあいさつさせていただきます。本日は大変おめでとうございます。ありがとうございました。

○議長（丸岡）

どうもありがとうございました。

続きまして、2町村の任意協議会立ち上げ時から今日に至るまで合併事務局のアドバイザーとして合併事務のご指導いただきました新潟県市町村合併支援室の伊藤室長さんから一言お願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○伊藤（県合併支援室長）

合併支援室長の伊藤と申します。私は、平成15年の11月の13日の合併研究会立ち上げ時からかわらせていただきましたけれども、ご当地の合併協議は県内でもどちらかという後発組でした。しかし、やはり両町村の日常生活圏が一体化していると、そういったベースがあって、結構合併協議もすんなりスムーズに進んできた、そんな印象を持っております。

新潟県も当初は112あったわけですが、来年の3月で35ということで、約3分の1になります。政府が掲げた約3,200を1,000にするという約3分の1目標からすれば、新潟県は十分目標を達成したのではないかなと思っております。数字がその目標を達成したということをもって、いいというわけでは決してありませんけれども、先ほど山賀局長がおっしゃったように、これからの地方分権時代においてなかなか地域経営というのはかなり厳しくなるのではないかと、こういったことが見てとれます。市町村優先主義ということで、住民にとって身近な行政はなるべく市町村にお任せすると。したがって、市町村はできるだけ行政基盤あるいは財政基盤を充実させていただいて、いろんな多様な資源あるいは人的な資源、こういったものを生かしながら魅力ある地域づくりを進めていただきたいというのがこれからの流れではないかなと思っております。新潟県も35になりますけれども、県の役割もこれからどんどん変わってきます。今まで県がやっていた仕事が多分市におりてくるということで、私は基本的にやはり市におりることが一番いいのではないかなと思っております。その方が住民にとって一番身近な自治体というのは、やっぱり県ではなく市であろうと。身近な自治体であればこそ、住民の監視も行き届きますし、また住民参加もしやすいということでありますので、流れとしては非常にいいのではないかなと思っております。ご当地以外でもいろんなところで合併協議会なされましたけれども、うまくいった地域、あるいはその枠組みを変えて合併を成就した地域、さらには合併はしたかったけれども、結果として合併できなかった地域、あるいは初めから単独を志向しまして自分たちの地域づくりをしていきたいと、いろんな地域があります。それぞれのお考えですので、そのお考えを徹底的に追求して、いい地域づくりをやっていただきたいなと思っております。

最後になりますけれども、私も中条町の住民ということですので、これから中条町の方あるいは黒川村の方ともまた今後とも交流を進めさせていただきまして、よりよい地域づくりに向けて私も一個人として頑張っていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくをお願いします。どうもありがとうございました。

した。

○議長（丸岡）

お二人には長期間にわたりご指導いただき、本当にありがとうございました。心から感謝を申し上げる次第であります。

それでは、皆様のご協力のおかげをもちまして、これまで滞りなく進めさせていただくことができました。今後ともよろしく願い申し上げまして、閉会といたします。

なお、この後懇親会の準備をさせていただきますので、事務局よりご案内しますので、少しばかりお待ちを願いたいというふうに思います。大変どうもご苦労さまでございました。ありがとうございました。